



◀ QR がついている記事は詳細情報をウェブで公開しています

くらしの 伝言板

人の動き
 11月末現在（前月比）
 人口：4,394人（-6）
 男：2,142人（-2）
 女：2,252人（-4）
 世帯数：2,085世帯（-7）

救急・火災
 令和7年1月～11月末
 救急：221件
 火災：8件

使用料などの納期限

1月5日	町営住宅使用料（12月分）、定住促進住宅使用料（12月分）
1月26日	児童クラブ保育料、学校給食材料費、上下水道料金、特定公共賃貸住宅使用料、町有住宅貸付料
2月2日	町営住宅使用料（1月分）、定住促進住宅使用料（1月分）

訓子府町民憲章

1. 自然の恵みに感謝し、美しい町をつくります。
 1. 元気に働き、豊かな町をつくります。
 1. きまりを守り、明るい町をつくります。
 1. たがいに助け合い、楽しい町をつくります。
 1. 未来に希望をいただき、文化の町をつくります。

【昭和45年8月1日制定】

伝人
言の
板動
き

夜間納税相談および収納窓口開設のお知らせ

日中、仕事などの都合により、納税相談や納付に出向くことが難しい方に、次のとおり夜間納税相談および収納窓口を開設します。

収納窓口では税のほか、使用料など（町に関するものに限ります）も納付することができます。

○とき

1月14日(木)・2月12日(木)

17時30分～20時

○ところ

町民課窓口

○問合せ

町民課税窓口 (☎ 47-2193)

所得税確定申告のお知らせ

令和7年分所得税および復興特別所得税の確定申告の相談および申告書の提出を2月16日(月)から3月13日(金)まで、役場町民課で受け付けます。

申告書は前年の「確定申告書の控え」や「確定申告の手引き」などを参考に、自分で作成し、早めに提出してください。

税務署にお越しの際には事前に予約し、前年の確定申告書などの控え、使い慣れた計算器具や筆記具をご持参ください。

○申告時に必要なもの

源泉徴収票、前年中（令和7年1月1日～12月31日）に支払った国民健康保険税・介護保険料・生命保険料などの領収書または控除証明書、銀行名および本支店または郵便局の口座が分かるもの、マイナンバーと本人確認書類（運転免許証など）

○問合せ

・北見税務署個人課税第1部門 (☎ 23-7151)
 ・町民課町民税係 (☎ 47-2193)

償却期間の申告を

土地・家屋以外の事業用資産で、その減価償却額が所得の計算上、損金または必要経費に算入できるものは、償却資産として固定資産税の対象になります。

1月1日現在、償却資産をお持ちの方や事業所などは、2月2日(月)までに申告してください。

○問合せ

町民課資産税係 (☎ 47-2193)

国税庁税務相談チャットボットの利用

チャットボットを利用することにより、税に関する疑問について、電話での相談に比べて気軽に質問したり、国税庁ホームページに掲載している税の情報に短時間でアクセスすることができます。

国税庁ホームページにおいて、令和7年分所得税の確定申告、消費税の確定申告および贈与税の申告に関する税務相談チャットボットを次の日程で開始します。

- ・所得税の確定申告 1月上旬から
- ・消費税の確定申告 2月上旬から
- ・贈与税の申告 2月上旬から

※「チャットボットふたば」は右記 QR から利用できます。

○問合せ

北見税務署 (☎ 23-7151)

確定申告の相談および申告書の受け付け

令和7年分確定申告の相談および申告書の受け付けは、2月16日(月)から3月16日(月)までです。

還付申告については、2月13日(金)以前でも提出できます。

令和7年分の確定申告は、マイナンバーカードを使って、自宅から申告できるe-Taxをご利用ください。

※「確定申告書など作成コーナー」

の詳細は右記 QR をご覧ください。

○問合せ

北見税務署 (☎ 23-7151)

要介護認定の方に障害者控除認定書を交付

身体障害者手帳や精神障害者保健福祉手帳などをお持ちの方のほか、介護保険の要介護認定（要介護度1～5）を受けている方は、所得税法や地方税法における「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができます。

昭和36年1月1日以前に生まれた方で、介護保険の要介護認定（要介護度1～5）を受けている方については1月中旬に「障害者控除対象認定書」を交付します。

事前交付を受けた方については、お送りしませんのでご了承ください。

○問合せ

- ・障害者控除対象認定書については、福祉保健課介護保険係 (☎ 47-5555)
- ・税に関することについては、町民課町民税係 (☎ 47-2193)

マイナンバーカード更新手続きのお知らせ

マイナンバーカード自体の有効期限は10年（18歳未満は5年）、ICチップ内の電子証明書の有効期限は5年です。有効期限の2か月から3か月前に通知が届きます。期限が切れると健康保険証としても利用できなくなるため、更新の手続きをお願いします。

詳しくは右記 QR からデジタル庁のホームページをご覧ください。

○電子証明書の更新手続き

- ①本人がカードを持参して町民課窓口で手続き（暗証番号が必要）
- ②代理人が本人のカードを持参して町民課窓口で手続き（暗証番号等記入済照会書兼回答書と代理人の本人確認書類が必要）

○カードの更新手続き

通知に同封の交付申請書を使ってスマートフォンまたはパソコン、郵送のいずれかの方法により申請することができます。

※申請方法のサポートを行っています。

※顔写真を撮影しますので、ご本人がお越しください。また、マイナ免許証として登録している場合、郵送で申請するとマイナ免許証の継続利用はできませんのでご注意ください。

○個人宅へのマイナンバーカード出張申請サポート（平日10時～16時）

町民課窓口にお越しいただくことが困難な方の自宅に町職員が訪問し、顔写真撮影を含めたマイナンバーカードの申請サポートをします。

希望する方は町民課窓口までお問い合わせください。

○問合せ 町民課戸籍年金係 (☎ 47-2203)

訪問リハビリ支援の実施

町では、生活動作の維持や拡大を図ることを目的にリハビリ専門職による訪問リハビリ支援を行います。リハビリ専門職から本人の身体状況などに合った日常生活の過ごし方、運動の方法や住宅改修などのアドバイスを行います。

○とき 2月17日(火)

○ところ 希望される場所（自宅・総合福祉センターなど）で実施します

○定員 4～5人

○スタッフ 作業療法士（北見赤十字病院）、保健師

○料金 無料

○申込み 2月3日(火)までに福祉保健課高齢者支援係 (☎ 47-5555) へ

20

広報くんねっぷ 2026.1

伝人
言の
板動
き

広報くんねっぷ 2026.1

21